

世界遺産論

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

瀬戸 敦子(岐阜女子大学)

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

【目 的】

文化的景観や危機遺産など、現代の世界が抱える諸問題に関係する遺産について学ぶ

【学修到達目標】

- 文化的景観、危機遺産、負の遺産とは何かが説明できる
- 「ワルシャワの歴史地区」の概要と登録内容について説明できる
- 「ワルシャワの歴史地区」の真正性と建造物の再建に関する世界遺産の取り決めについて評価できる
- 1994年採択された「奈良文書」における文化遺産の保存と修復に関する考え方について説明できる
- 世界遺産リストから削除された物件のそれぞれの理由と問題点について説明できる

テキスト 第8章 (p.147～164)

8-1 文化的景観

フィリピンのコルディリエーラの棚田群
アランフエスの文化的景観

8-2 戦争・紛争

ワルシャワの歴史地区

ドゥブロヴニクの旧市街

8-3 地震

バムとその文化的景観
カトマンズの谷

8-4 危機遺産

エルサレムの旧市街とその城壁群

8-5 負の遺産

ゴレ島
ロベン島

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

概念（復習）

1. 真正性（authenticity）
2. 完全性（integrity）
3. 文化的景観（cultural landscapes）
4. トランスバウンダリー・サイト（Trans-boundary Site）
5. シリアル・ノミネーション・サイト（Serial Nomination Site）
6. 人間と生物圏計画（MAB計画：Man and the Biosphere program）
7. グローバル・ストラテジー

文化的景観 cultural landscapes

人類が長い時間をかけて自然とともに作りあげた景観や、自然の要素が人間の文化と強く結びついた景観

POINT

自然景観と人工の景観の両方が含まれ、**文化遺産**に分類されるもの、文化遺産と自然遺産の境界に位置する遺産といえる。

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

文化的景観 cultural landscapes

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

全8章38条

第1章	文化遺産及び自然遺産の定義 （第1～3条）
第2章	文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護（第4～7条）
第3章	世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（第8～14条）
第4章	世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金（第15～18条）
第5章	国際的援助の条件及び態様（第19～26条）
第6章	教育事業計画（第27.28条）
第7章	報告（第29条）
第8章	最終条項（第30～38条）

文化的景観 cultural landscapes

文化遺産とは（復習）

人類の歴史が生み出した記念物や建造物群、文化的景観などで、登録基準（i）～（vi）のいずれかひとつ以上を認められている遺産が、文化遺産とみなされる。
世界遺産条約第1章第1条には、次のように定義されている。

記念物

建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞窟住居ならびにこれらの物件の組合せで、歴史上、芸術上又は学術上、顕著な普遍的価値を有するもの。

建造物群

独立または連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性または景観内の位置のために、歴史上、芸術上または学術上、顕著な普遍的価値を有するもの。

遺跡

人工の諸産（**自然と人間の共同作品を含む**）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民俗学上または人類学上、顕著な普遍的価値を有するもの。

ワルシャワの歴史地区（ポーランド・1980年登録）

テキストP.150

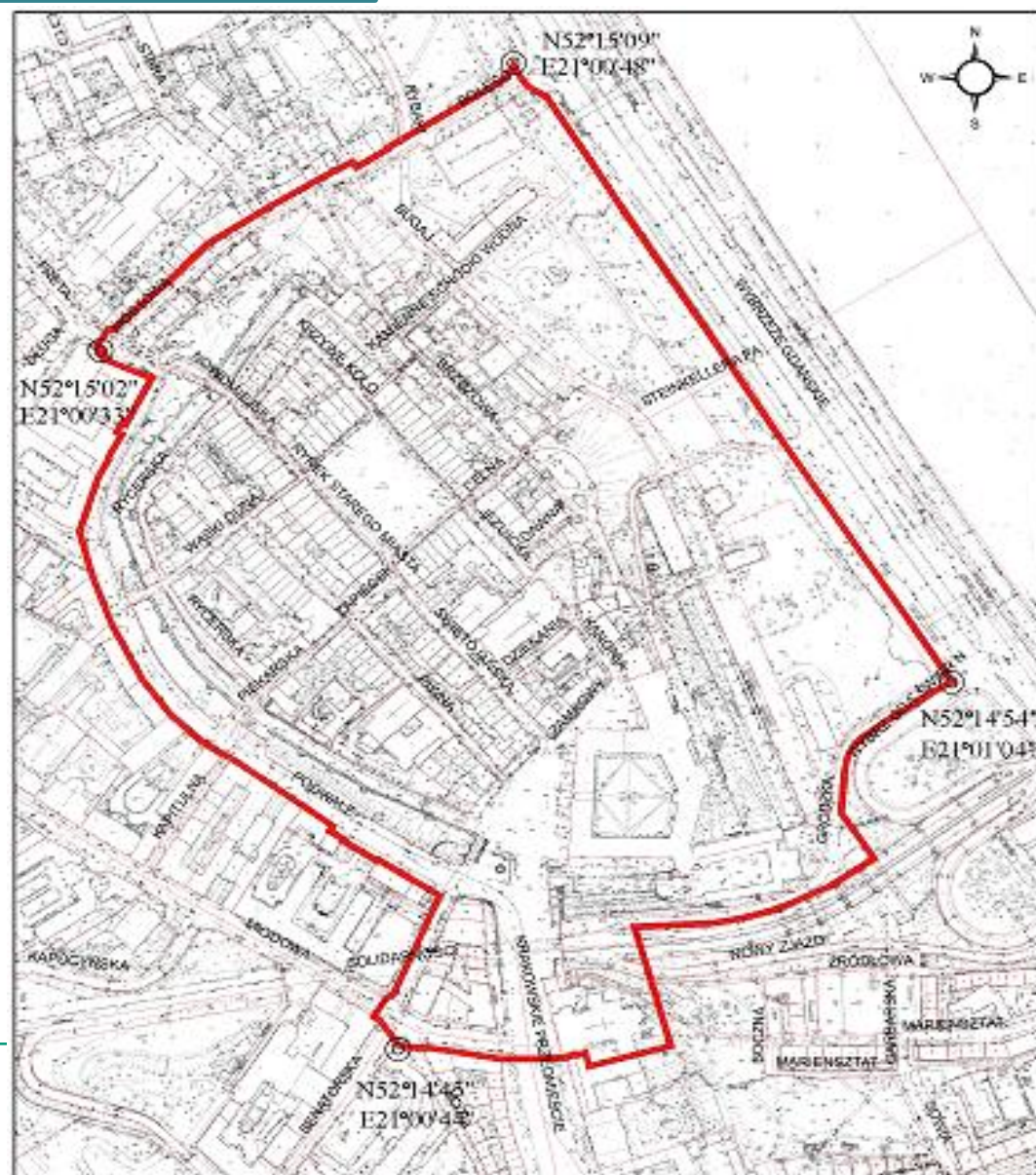
登録基準 (2) (6)



ポーランドの中部、ヴィスワ川に面したワルシャワは、破壊と再建の歴史を歩んできた歴史である。統一国家ポーランドが成立したのは10世紀後半のことで、首都がワルシャワに定められたのは1611年である。しかしその後は、ペストの大流行や周辺国からの侵略、貴族の氾濫などが次々と街を襲い掛かり、さらにプロイセン、ロシア、オーストリアによる3回にわたった「ポーランド分割」によって1795年には国家が消滅するほどの大打撃を受けた。ポーランドは、第一次大戦後独立は認められたが、第二次世界大戦ではナチス・ドイツ軍による攻撃を受け瓦礫の山と化してしまった。結果的に街の85%が破壊され、市民も66%を失うこととなった。

ワルシャワの歴史地区（ポーランド・1980年登録）

プロパティ・エリア



第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

ワルシャワの歴史地区（ポーランド・1980年登録）



ワルシャワ市民は、復興と街並みの完全な復元を希望し、古い図面や写真のほか、18世紀後半の国王に仕えていた当時最高の画家**ベルナルド・ベロツト**が書いた風景画を参考に、「壁のひび一本まで忠実に」復元することを目指した。そのため、復元された建物は戦争で破壊されたところよりさらに昔のワルシャワの面影を映していると言われる。

アーカイブによってよみがえったワルシャワの歴史地区



建築における修復技術の手本となった一方で・・・

復元・再建された地区には、世界遺産としての価値があるのか？

真正性の解釈に波紋が起こる

破壊からの「復元文化財」は、
世界遺産登録に値しない

市民や関係者：復元されたからこそ登録に値する。もし市街が破壊と復興の歴史がなく、残っていたならば登録しようとは思わない

破壊からの復元および維持への人々の営み = 世界遺産としての価値

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

ワルシャワの歴史地区（ポーランド・1980年登録）

奈良文書（1994） 「真正性（オーセンティシティ）に関する奈良会議」において採択された文書

これまで文化遺産においては、建造された当時の状態がそのまま維持・保存されていることが重要とされ、日本やアフリカなどの木や土の文化には必ずしも対応してこなかった。（ヴェネチア憲章）



奈良文書では、「遺産の保存は地理や気候、環境などの自然条件と、文化・歴史的背景などとの関係の中ですべきである」とされた。

文化ごとの真正性が保証される限りは、遺産の解体修理や再建が可能

→日本の遺産であれば、

日本の気候風土や文化・歴史のなかで営まれてきた保存技術や修復方法でのみ真正性を担保でき、日本の文化・技術に則って修復・再建が出来るようになった。

ワルシャワの場合・・・

都市全体を再建・復旧した唯一の世界遺産

都市全体を修復・再建した遺産を登録するのはワルシャワ市以外に認めない

危機遺産

「危機にさらされている世界遺産リスト（危機遺産リスト）」

世界遺産としての顕著で普遍的価値が、重大かつ明らかな危機に直面していると判断された場合に登録される遺産のこと

危機にさらされている世界遺産リストへの主な登録基準

	確定された危機	潜在的な危機
文化遺産	①材質の重大な損壊	①保護の度合いを弱めるような遺産の法的地位の変化
	②構造あるいは装飾的な特徴の重大な損壊	②保全政策の欠如
	③建築あるいは都市計画の統一性の重大な損壊	③地域事業計画による脅威的な影響
	④都市あるいは地方の空間、あるいは自然環境の重大な損壊	④市街化計画による脅威的な影響
	⑤歴史的な真正性の重大な損失	⑤武力紛争の勃発あるいはその恐れ
	⑥文化的な意義の大きな損失	⑥地質、気象、その他の環境定な要因による漸進的变化
自然遺産	①法的に遺産保護が定められた根拠となった顕著で普遍的な価値をもつ種で、絶滅の危機に瀕している種やその他の種の個体数が、病気などの自然要因あるいは、密猟・密漁などの人為的要因などによって著しく低下している	①指定地域の法的な保護状態の変化
	②人間の定住、遺産の大部分が浸水するような貯水池の建設、産業開発や、農薬や肥料の使用を含む農業の発展、大規模な公共事業、採掘、汚染、森林伐採、燃料材の搾取などによって、遺産の自然美や学術的価値が重大な損壊を被っている	②遺産内か、あるいは遺産に影響が及ぶような場所における再移住計画あるいは開発事業 ③武力紛争の勃発あるいはその恐れ
	③境界や上流地域に人間が侵入することにより、遺産の完全性が脅かされる	④管理計画が欠如しているか、不適切化、あるいは十分に実施されていない

危機遺産

危機遺産リストの記載された場合

- 記載された遺産をもつ国は、適切な保全計画を立てて実行する必要がある
- 作業に必要な資金や人材が不足している場合は、**世界遺産基金の活用**や、世界遺産センターなどの協力で財政的・技術的支援を受けることができる
- 危機を脱する道筋ができたとき世界遺産委員会が判断すれば、危機遺産リストから外される

世界遺産基金（復習）

世界遺産条約に設立が明記されているユネスコの信託基金のこと。

世界遺産委員会が決定する目的にのみ使用することができる。

世界遺産条約締約国の分担金（ユネスコ分担金1%）や政府機関、団体、個人からの寄付金などをもとに運営されている。

緊急援助 大規模な災害や紛争による被害を援助する

準備援助 推薦書や暫定リストなどの作成するために援助する

保全・管理援助 専門家や技術者の派遣、保全に関する技術提供のために援助する

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

世界遺産リストから抹消された遺産

- < 1 > アラビアオリックスの保護地区（オマーン、2007）
- < 2 > ドレスデン・エルベ渓谷（ドイツ、2009）
- < 3 > 海商都市 リヴァプール（イギリス、2021）

(1) 『アラビアオリックスの保護地区』（自然遺産1994登録.オマーン）登録基準 x



砂漠特有の生態系が形成されるこの地域では、季節ごとに霧と露が発生し、希少な動植物の生息地となっていた。この希少な動物相のなかには、ユニコーンのモデルとなったといわれるアラビアオリックスも含まれる。しかしこの動物の特長ある角を狙う狩猟が原因で1972年に野生種が世界的に絶滅した。その後1982年オマーン王国がアメリカから譲り受けた10頭をこの地で放し飼いし、野生に戻したことをきっかけに保護区として設定された。1994年、世界自然遺産として登録されたものの、オマーン政府による保護地区を石油・ガス開発のため90%削減する政策の決定を受け、危機遺産リストに登録されることなく、世界遺産リストから抹消された。1996年には450頭いたアラビアオリックスの個体数はその後65頭まで減少しており、これは密猟や生息地の劣化によるものであると考えられている。

第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

世界遺産リストから抹消された遺産

(2) 『ドレスデン・エルベ渓谷』 (文化遺産2004登録.ドイツ) 登録基準 ii、iii、iv、v



エルベ川の上流域にあたるドイツ東部に形成された渓谷の一つであり、なだらかな谷には都市ドレスデンが発達し、市域は川を挟む形でおおよそ20kmにわたって続いている。この場所はエルベ川沿いの中央ヨーロッパにおける優れた文化的景観を形成しており、その価値は渓谷が都市の一部であると共に自然の河岸の一部であることに見出される。2004年に「ドレスデンにおけるエルベ渓谷」の名で世界遺産リストに記載された。

しかし、ドレスデン市街では登録以前より交通渋滞が深刻化しており、世界遺産登録を推進した住民と渋滞緩和を目的とした架橋の建設を進めたい住民との間で軋轢が生じる。2005年には橋の建設の是非を問う住民投票へとつながり賛成票67.9%に達したため、計画が実行されることとなった。世界遺産委員会は、橋が建設されることによって「文化的景観」の価値が大いに損なわれるとの懸念から、2006年に危機遺産リストに登録、その後改善が見られず2009年に抹消された。



第13講 文化的景観、危機遺産、負の遺産

世界遺産リストから抹消された遺産

(3) 『リヴァプール海商都市』 (文化遺産2004登録.イギリス) 登録基準 ii、iii、iv



海洋商業都市リヴァプールの歴史的な中心地エリアは、18～19世紀の世界の主要な貿易センターの一つとして発展した。大英帝国の成長において重要な役割を果たし、奴隷や北ヨーロッパからアメリカへの移民など、人びとの大規模な移動のための主要な港となった。また、近代的なドック技術、輸送システム、港湾管理開発におけるパイオニア的な存在であるとし、2004年に世界遺産に登録された。

登録の際、世界遺産委員会は、敷地内の新しい建築物の高さは、周辺の建造物の高さを越えてはならないこと、新しい建築物の特性は、歴史的な地域の特質を尊重すること、ピアヘッドの新しい建築物は、歴史的なピアヘッドの建物を補完するものであるべきであることを要請した。委員会は、「保全と開発は、街並みの特徴の分析に基づき、建物の既定の高さを定める明確な規制によって制約される必要がある」とし、それを受けリヴァプールは2009年正式に世界遺産とその周辺の開発と保全に関する補足計画文書を採用した。

How Liverpool's waterfront has changed



しかしながら、2012年、進行中のウォーターフロント建設計画が原因となり、危機遺産リストに記載され、改善されることなく2021年に世界遺産リストからの抹消が決定した。「リヴァプール海商都市」は建造物（個）として登録されたのではなく、街並み、景観を含めたエリアで登録されている。リヴァプール市としては現住民の生活の質の向上、経済発展のための都市開発は必要な事であり、世界遺産の「景観」の保護の難しさを考えさせられる世界遺産抹消の一例であった。

ブラムリームーアドックに新設予定のスタジアム

出典：BBC news 2021.7.21

[リヴァプール -- 海商都市 \(UNESCO/NHK\) - YouTube](#)

[Liverpool stripped of its world heritage status by Unesco - YouTube](#)

負の遺産

近現代に起こった戦争や人種差別など、人類が犯した過ちを記憶にとどめ教訓とするためのもの

POINT

- 世界遺産条約で正式に定義されているものではない
- 本来他の基準と合わせて用いられることが望ましいとされる登録基準（vi）のみで登録されることがある

負の遺産の分類

戦争や紛争にまつわるもの

例：「広島平和記念碑（原爆ドーム）」日本
「アウシュビッツ・ビルケナウ：ナチス・ドイツの強制絶滅収容所」ポーランド

人種差別にまつわるもの

例：「ゴレ島」セネガル
「ロベン島」南アフリカ

(1) ワークブック 第8章「テーマでみる世界遺産」

レポート課題（発展的課題）

(2) 「ワルシャワの歴史地区」のOUVとは何か。真正性の観点を含め、OUVが認められた経緯を述べながら、その後の修復・再建に関する世界遺産委員会の見解について述べなさい。